

集团的消費者被害救済制度専門調査会の検討状況に関する

消費者委員会の意見の概要

＜制度について＞

- この制度は消費者にも事業者にもメリットとなるように、紛争が一回的に解決し、かつ早期に解決することを可能とするような制度であるべきである。
- 新しい制度はぜひとも消費者に分かりやすい仕組みで実効性のあるものにしてもらいたい。
- 制度の検討の出発点は少額多数の消費者被害を司法的手法で解決することであるが、今後はもっと具体的な事例に基づいて検討を行わないと議論が収斂せず、論点である手続追行主体や対象事案や通知・公告などについて方向性が見えてこないのではないか。

＜手続追行主体について＞

- 手続追行主体については、適格消費者団体が有力とのことであるが、適格消費者団体は現在 9 団体と十分な数とは言えない。適格消費者団体以外の団体も主体となり得るよう検討してもらいたい。
- 手続追行主体については、弁護士がついていれば個人であってもよいとの意見も一部にはあるが、多数の消費者に金銭の分配を行うことも想定されることから、多数の消費者の信頼を得る主体となり得るものは、ある程度信頼できる組織すなわち適格消費者団体しかないのではないか。
- 手続追行主体を簡単に認めることは難しく、消費者が安心して制度に参加できるよう少なくとも今の適格消費者団体の認定制度と同等の厳格さが必要ではないか。

＜対象事案について＞

- 消費者被害は多様であり、学納金のような事案では A 案や B 案で大丈夫だろうが、製造に不具合のある食品により数日腹痛がしたというような事案を A 案や B 案で解決することは難しいだろう。いくつかの制度が存在し、多様な消費者被害に対応できるような制度設計が必要ではないか。
- 投資に関する悪質な勧誘の場合、契約を無効とするアプローチと、不法行為責任を追及するアプローチとがある。契約の無効を主張する場合は二段階の手続に乗りやすいことは分かるが、不法行為責任を問う場合で

あってもこの取引のスキーム自体が違法とすることは争点に共通性があるといえ、二段階の手続になじむのではないか。

- 訴訟制度では不当表示によるやり得への対応が難しく、課徴金のような行政的な手法で対応するのがよいであろうし、悪質商法に対してはまずは業者の財産を保全する必要があるので、そのための制度の実現が望まれる。
- 生命や身体に関わる事案を新たな制度の対象としても、そのような事案を扱うのは困難を伴うので、まずは財産被害の事案を対象とすることから始めるのがよいように思う。

以上